

特許出願経費等助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県の特許出願経費等助成事業費補助金交付要綱（平成 23 年6月1日施行。）に基づき、県内中小企業者の技術の進歩及び新事業の早期創出を図るため、県内中小企業者が自己の有する新技術等に関して、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（以下「特許等」という。）を国内出願する際に必要となる費用の一部を公益財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）が助成するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者。）をいう。

2 前項に規定する中小企業者であっても、以下のいずれかに該当する者は本事業の対象とはならない。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者。

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

3 この要領において、大企業とは、中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

(1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号。）に規定する中小企業投資育成株式会社。

(2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号。）に規定する投資事業有限責任組合。

(助成対象者)

第3条 本事業における助成対象者は福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者とする。

(対象経費)

第4条 本事業において助成対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、当該年度内に支払の事実が認められたもののみ対象とする。

2 共有に係る特許等について、助成対象者とそれ以外の者との共有の場合、原則として前項により規定する経費に、助成対象者の持分比率を乗じた額を、対象経費として扱う。

(交付申請)

第5条 本事業の申請をする中小企業者（以下「申請者」という。）は、特許出願経費等助成事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）をセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書とともに、特許等出願に係る費用の見積書又は支払額を証明できる書類（弁理士等からの請求書及び領収書並びに特許印紙の納付証明書等）、その他理事長が必要と認める書類を併せて提出するものとする。

- 3 申請者は、助成金を申請するに当たって、助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額。）を減額して交付申請をしなければならない。
- 4 申請の対象となる特許等出願の出願人名義は、申請者又は申請者の属する中小企業者の名称と同一でなければならない。ただし、共有に係る特許等の場合は、申請者又は申請者の属する中小企業者の名称と同一の出願人名義が出願人に含まれていれば、対象とすることができる。
- 5 申請の対象となる特許等出願は、当該年度内に出願又は出願を予定した案件とする。
- 6 申請の対象となる特許等出願は、その発明者（又は考案者、創作者）が申請者または申請者の属する中小企業者に所属しなければならない。
- 7 申請は、一の年度において一の事業者につき、1 回に限るものとする。
- 8 申請を行う場合、センターが行う他の補助制度及び他の公的機関等が行う補助制度と助成の範囲が重複してはならない。
- 9 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号。）に該当する団体及びそれを含むグループについては、当該助成金を申請することはできない。

（交付の決定）

第 6 条 理事長は、申請があった場合には選定委員会において審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

- 2 審査の結果は、特許出願経費等助成事業助成金交付可否決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。
- 3 助成金交付の決定をした場合、前項の決定通知書に助成金交付決定額を併せて記載するものとする。

（助成金交付額）

第 7 条 前条第 3 項の助成金交付決定額は、対象経費の 2 分の 1 以内とし、上限は特許出願の場合は 1 企業あたり 300,000 円、それ以外の場合は 1 企業あたり 150,000 円とする。

（結果報告）

第 8 条 助成金交付が認められた中小企業者（以下「助成対象企業」という。）は、特許等出願が完了した後、速やかにその結果を特許出願経費等助成事業結果報告書（様式第 3 号）により、理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告をするときは、出願日、出願番号、及び出願内容を証明できる書類（出願書類の写し等。）を併せて提出しなければならない。

（事業の変更又は中止、廃止）

第 9 条 助成対象企業は、助成対象となった事業の実施に当たり交付決定内容と相違が生じる場合は、特許出願経費等助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 4 号）を理事長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の軽微な変更についてはこの限りでない。

- （1）事業の目的に影響しない程度の軽微な内容の変更。
- （2）申請した助成対象経費総額の 50%以内の変更。

(助成金の支払)

第10条 理事長は、第7条の報告書並びに併せて提出を受けた出願書類の写し等及び特許等出願に係る費用の支払額を証明できる書類（弁理士等からの請求書及び領収書等。）の内容を精査し、交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、特許出願経費等助成事業助成金額交付確定通知書（様式第5号）により当該助成対象企業に通知するものとする。

2 助成対象企業は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに特許出願経費等助成事業助成金額交付請求書（様式第6号）を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、前項の規定による請求が正当であると認められ、当該請求書を受理したときは速やかに、助成金を助成対象企業に交付するものとする。

(採択の取り消し)

第11条 理事長は、助成対象企業が次の各号のいずれかに違反したときは、当該助成金の採択の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法律及び行政機関による命令並びに条例、規則。

(2) 助成金の採択の内容及びこれに付した条件。

(3) その他理事長の指示及び命令。

(助成金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により、助成金の採択の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずることができるものとする。

(成果の活用)

第13条 助成対象企業は、本事業において得られた成果について、早期の事業化実現のための活動を行うよう努めるものとする。

2 助成対象企業は、センターから助成対象となった特許等出願について、成果の報告を求められた場合には、指定された様式により、速やかに理事長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第14条 センターは、本事業の実施により知り得た助成対象企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、助成対象企業の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、交付決定金額及び採択件数について公表することができるものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	経費項目
弁理士等への報酬	先行技術調査に係る費用、各種手数料（書類作成・検討に係る費用等）、当該年度内に特許査定・登録査定となった場合の成功謝金、及びそれらに係る源泉徴収税。
特許庁費用	出願料、特許出願に係る出願審査請求料、当該年度内に特許庁へ納付が確認された特許料・登録料。
その他の経費	電子化手数料、その他理事長が特に必要と認める経費。